

## 課税標準の特例を受ける償却資産について

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます（下表参照）。新たに特例適用資産を取得された場合は、「固定資産税（償却資産）課税標準特例該当資産申告書」に必要事項を記載のうえ、下表の添付書類等を添付して提出してください。

「固定資産税（償却資産）課税標準特例該当資産申告書」は、この案内の次頁に添付されているほか、税務課資産税係でも用意しています。

法令等の改正により、該当する資産等が頻繁に変更されていますので、ご注意ください。この表に記載されている以外の特例対象資産についてなど、詳しくは税務課資産税係までお問い合わせください。

【参考】課税標準の特例の対象となる償却資産の例（一部抜粋）

根拠法令		特例対象資産	特例割合 (特例期間)	添付書類
条	項号			
法第三四九条の三	第3項	農業協同組合、中小企業等協同組合が取得した共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの	1／2 (3年間)	政府の補助金・交付金・貸付等の申請書の写し、それらを受けたことが分かる書類
	第27項～第29項	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業（利用定員が5人以下）の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	1／2 (期限なし) ※	家庭的保育事業等の認可を受けたことを証明する書類
法附則第十五條	第2項第1号	水質汚濁防止法に規定する特定処理施設を設置する工場・事業場の汚水または廃液処理施設 (令和4年4月1日以降は暫定排水基準が適用される事業者が取得する者に限る。)	1／2 (期限なし) ※	特定施設設置（使用、変更）届出書の写し、汚水または廃液処理施設の設備であることが分かる書類
	第2項第5号	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設 (令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において、供用開始日より前から引き続き事業を行う者が取得するものに限る。)	4／5 (期限なし) ※	除害施設新築等計画承認申請書の写し、検査済証の写し、下水道除害施設の設備であることが分かる書類
	第25項第1号イ第3号イ	太陽光発電設備 ペロフスカイト太陽電池を使用した一定の設備または認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備 (a)発電出力が1,000 kW未満のもの (b)発電出力が1,000 kW以上のもの (固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外です。)	(a)2／3 (b)3／4 (3年間) ※	各種補助金交付決定通知書の写し、出力規模が分かる書類の写し、設置図の写し、設備設置価格が分かる書類
太陽光以外の再生可能エネルギーに関する特例については個別にお問い合わせください				

注)「法」…地方税法　※…中津川市税条例附則第10条の2(わがまち特例)

(次頁へ続く)

【参考】課税標準の特例対象となる償却資産の例(一部抜粋)

(前頁の続き)

根拠法令		特例対象資産	特例割合 (特例期間)	添付書類
条	項号			
法附則第十五条	第43項 旧第44項	<p>中小事業者等の方が先端設備等導入計画に基づいて新たに取得した一定の設備等</p> <p>【取得時期】 令和5年4月1日から令和9年3月31日までに取得されたもの</p> <p>【対象者】(注1) ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けたもの (大企業の子会社を除く)</p> <p>【対象設備】            -生産、販売活動等の用に直接供されるもの            -中古資産ではないもの            -先端設備等導入計画に記載されているもの(注2)            -先端設備等導入計画の認定後に取得したもの            -導入により労働生産性が3%以上向上することが見込めるもの            -導入により年平均の投資利益率が5%以上となることが見込めるもの             ■機械装置            -1台(基)の取得価額が160万円以上であること            ■測定工具および検査工具            -1台(基)の取得価額が30万円以上であること            ■器具備品            -1台(基)の取得価額が30万円以上であること            ■建物付属設備(家屋と一体で課税されるものは対象外)            -1つの取得価額が60万円以上であること            -償却資産として課税されるもの         </p>	<p>1/2 (3年間)</p> <p>◎雇用者給与等支給額の賃上げ方針を表明したこと位置づけた計画</p> <p>・令和7年3月31日までに取得した設備 1/3 (4年間)</p> <p>・1.5%以上の賃上げ表明されたもの 1/2 (3年間)</p> <p>・3%以上の賃上げ表明されたもの 1/4 (5年間)</p>	<p>【本人が申請の場合】            -先端設備等導入計画に係る認定申請書及び認定書の写し            -認定経営革新等支援機関による事前確認書の写し            -認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し            -従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し</p> <p>【リース会社が申請の場合】            本人申請の場合の書類と併せて            -リース契約書の写し            -固定資産税軽減計算書の写し</p>

(注1) 先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業基盤強化法上の「中小企業者」とは、規模要件が異なります。

○先端設備等導入制度の詳細については、中小企業庁のホームページにてご確認ください。

【経営サポート「先端設備等導入制度による支援」】

○先端設備等導入計画の認定については 中津川市役所 工業課 までお問い合わせください。

(注2) 令和7年4月1日以降取得のものは、雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針を表明したことを位置づけたことを先端設備等導入計画に記載されること。

注) 「法」 … 地方税法